

審 議 票 (4 - 2)

令和4年8月22日

議題：行政機関等匿名加工情報の提供

関係規定	現行条例		改正法
	—		第60条、第109条～第123条
現行・改正の比較	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	—	—	・行政機関等匿名加工情報の提供
施行条例への規定の可否	・手数料については、条例で定める（改正法第119条第3項及び第4項）。 ・団体内部の手続に関する規律で、個人情報の保護や情報の流通に直接影響を与えない事項については、条例に規定できると考えられる。		

〈項目と論点〉

1 行政機関等匿名加工情報の提供

- ① 制度を適切に運用することができる体制の構築
- ② 提案の審査や行政機関等匿名加工情報の作成における留意点

2 手数料

- ① 手数料の徴収の要否及び金額等

〈考え方（案）〉

1 行政機関等匿名加工情報の提供

- ① 次のような点に留意しながら、本市にとって新たな制度となる本制度の運用体制を構築していきたい。
 - ・ 制度の統一的な運用（制度所管課とファイル保有課の役割や連携など）
 - ・ 提案審査の体制（新たな産業の創出などに資するかどうかという視点も必要）
 - ・ 加工方法や加工結果の基準適合性の確保（委託先の選定を含む）
 - ・ 安全管理措置体制の確保（「個人情報保護管理者等」の役割など）
 - ・ 制度趣旨等の庁内周知
 - ・ 提供先における活用状況の検証 など

2 手数料

- ① 手数料については、国が定める金額と同等の額を徴収することになると考えている。

まとめ（主な意見等）

〈「1 行政機関等匿名加工情報の提供」について〉

・提案審査の体制としては、外部専門家において審査する場合には、当審査会ではなく、その分野の専門的知見を有する新たなメンバーで構成される会等を立ち上げるべきである。本市の内部の職員で審査する場合には、公文書館の職員のみでは対応できない審査項目もあるので、関係所管課の職員等も審査体制に加えるのが妥当である。

・匿名加工する際には、職員で対応するには技術的な問題が考えられる。一方で、外部委託するとしたら情報の漏えいについて注意しなければならない。

〈「2 手数料」について〉

国が定める金額と同等の額を徴収することについて、異論は出なかった。